次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（建築物の建築等に係る同意に関する協議） **第一条の十三**　法第十九条の十七第一項の規定による協議の申出をしようとする協議会は、協議書の正本一通及び副本一通に、それぞれ、当該申出に係る建築物の建築等に関する次に掲げる書類を添えて、これらを建築主事又は建築副主事に提出するものとする。 一　（略） 二　建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第一条の三に規定する建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第一項（同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。第一条の十五第一項において同じ。）の規定による確認の申請書並びにその添付図書及び添付書類に相当する書類及び図書又は同令第八条の二の二において準用する同令第一条の三に規定する同法第十八条第二項（同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による通知に要する通知書並びにその添付図書及び添付書類に相当する書類及び図書 2　（略）	（建築物の建築等に係る同意に関する協議） **第一条の十三**　法第十九条の十七第一項の規定による協議の申出をしようとする協議会は、協議書の正本一通及び副本一通に、それぞれ、当該申出に係る建築物の建築等に関する次に掲げる書類を添えて、これらを建築主事又は建築副主事に提出するものとする。 一　（略） 二　建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第一条の三に規定する建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第一項（同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。第一条の十五第一項において同じ。）の規定による確認の申請書並びにその添付図書及び添付書類に相当する書類及び図書又は同令第八条の二第一項において準用する同令第一条の三に規定する同法第十八条第二項（同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による通知に要する通知書並びにその添付図書及び添付書類に相当する書類及び図書 2　（略）

○環境省令第二十五号

南極地域の環境の保護に関する法律（平成九年法律第六十一号）第三条第五号、第七号及び第十三号、第七条第一項第三号並びに第八条第五項の規定に基づき、南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十月二十五日

環境大臣　浅尾慶一郎

南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令

南極地域の環境の保護に関する法律施行規則（平成九年総理府令第五十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
別記（第一条関係） 第十六南極特別保護地区 ロス島のバード岬のカーフリイ浜のニュー・カレッジ谷 この地区は、バード岬小屋から南に約100メートルの地点（南緯77度13分８秒東経166度26分９秒）を起点として、同地点から稜線を南東に進み、南緯77度13分９秒東経166度26分４秒の地点に至り、同地点からバード岬氷帽の西端の線を南南東に進み、南緯77度13分34秒東経166度27分７秒の地点に至り、同地点から西方、北から71度の方角に引いた直線を西北西に進み、カーフリイ浜の東の崖にある地点（南緯77度13分28秒東経166度25分49秒）に至り、同地点から当該崖線を北に進み、起点に至る線により囲まれた区域（次の地図の斜線部分）から成る。	**別記**（第一条関係） 第十六南極特別保護地区 ロス島のバード岬のカーフリイ浜のニュー・カレッジ谷 この地区は、バード岬小屋から南に約100メートルの地点（南緯77度13分８秒東経166度26分９秒）を起点として、同地点から稜線を南東に進み、南緯77度13分20秒東経166度27分５秒の地点に至り、同地点からバード岬氷帽の西端の線を南南東に進み、南緯77度13分36秒東経166度27分22秒の地点に至り、同地点から西方、北から71度の方角に引いた直線を西北西に進み、カーフリイ浜の東の崖にある地点（南緯77度13分28秒東経166度25分49秒）に至り、同地点から当該崖線を北に進み、起点に至る線により囲まれた区域（次の地図の斜線部分）から成る。